

保体第2963号
令和5年3月27日

各県立学校長 様

保健体育課長

マスクの着用に関するチラシについて（通知）

このことについて、令和5年3月20日付け高第4360号及び、特第2393号にて、令和5年4月1日以降の教育活動等について通知したところですが、マスクの着用についての基本的な対応について、別添のとおりチラシを作成しましたので、児童生徒や保護者等へ配付や掲示等によって周知いただき、児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別、偏見等がないよう適切な指導をお願いします。

問合せ先
保健体育課
保健安全グループ 岡本、菅沼
電話 045-210-1111（内線8310）

ちやくよう

With
コロナ

マスク着用は

こじん

はんだん

きほん

個人の判断が基本です

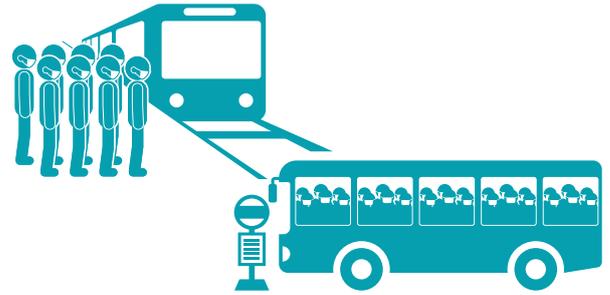


ただし、次のことに注意しましょう

こうがいがくしゅうなど
校外学習等において医療機関や
こいれいしゃしせつなど
高齢者施設等を訪問する場合は、
いつでもマスクを着用しましょう



とうげこうじ つうきん し
登下校時(通勤ラッシュ時)に
こんざつ でんしゃ りよう ばあい
混雑した電車やバスを利用する場合は、
マスクの着用をお勧めします



せき
咳やくしゃみの際には、
せき
咳エチケットを忘れずに



おおごえ
大声での会話は控えましょう



ほか ひと たい
他の人に対してマスクの着脱を強いることは避けましょう。

あいて いし そんちよう たが
相手の意思を尊重し、お互いに

おも
思いやりの心をもって接しましょう

